福県医発第502号（地）
令和５年５月16日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける実施状況調査票の更新について（周知）

初診からの電話や情報通信機器を用いて診療を行う医療機関においては、毎月の実績につき、県へ報告することとされており、報告様式につきましては、令和５年３月29日付け福県医発第3508号（地）にてご連絡申し上げているところです。

今般、当該報告様式における「診療の内容」項目の処方について、複数の処方薬があった場合の報告に対応する等の修正により調査票が更新され、６月報告分（本年５月度の実施状況の報告）より用いることとされた旨、厚生労働省医政局医事課より日本医師会を通じて通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

１）５月報告分（本年４月度の実施状況の報告）においては旧様式で報告することとなっておりますのでご留意ください。

２）調査票の提出は福岡県ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/20200410dennwajouhoutuusinnkiki.html）よりお願いいたします。

３）電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いの終了につきましては、令和５年４月19日付け福県医発第190号（地）にてご連絡申し上げておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

日医発第 289 号(地域)
令和 5 年 5 月 8 日

都道府県医師会
担当理事　殿

公益社団法人日本医師会常任理事
長島公之
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける実施状況調査票の更新について（周知）

今般、厚生労働省医政局医事課より標記の報告に用いる実施状況調査票につき更新がなされました。

初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行う医療機関においては、毎月の実績につき、各都道府県に報告することとされております。（令和 5 年 3 月 8 日付厚生労働省医政局医事課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）」（令和 5 年 3 月 14 日付日医発第 2310 号(地域)においてご案内。））

今回、「処方について」（M 列）につき、複数の処方薬があった場合のご報告に対応する等の修正がされております。

この調査票は、6 月報告分（本年 5 月度の実施状況の報告）より用いることとされ、5 月報告分（本年 4 月度の実施状況の報告）においては旧様式で報告されますようご留意いただきますようお願い致します。

なお、同調査票は、厚生労働省の下記 URL にも掲載されております。

「（令和 5 年 3 月 8 日事務連絡）別添 Excel ファイル（令和 5 年 4 月 28 日修正）のダウンロードはこちら」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/rinsyo/index_00010.html

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

令和5年3月8日事務連絡　別添1（令和5年4月28日修正）

※ 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施又は２度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関（初診も電話や情報通信機器を用いた診療の場合）は所在地の都道府県に毎月報告を行うこと。
※「初診」とは初めて診察を行うことをいいますが、継続的に診療をしている場合においても、新たな症状等に対する診療を行う場合や、疾患が治癒した後又は治療が長期間中断した後に再度同一疾患について診察する場合も、「初診」に含みます。
※ Excelファイルでの提出にご協力ください。
※ Excelファイルは厚生労働省のホームページからダウンロードが可能です（ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療 ＞ 医療 ＞ オンライン診療に関するホームページ ＞ II　オンライン診療における関連通知）。

	基本情報			
	施設名	郵便番号	住所（都道府県から記載）	電話番号
例	○○医院	000-0000	東京都千代田区・・・	080-0000-0000

No	日付（プルダウンから選択してください）			対応した医師名	診療録等（過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク、又は健康診断の結果等）による基礎疾患等患者情報の確認について（プルダウンから選択してください）	患者情報（プルダウンから選択してください）			診療の内容（プルダウンから選択してください）			
	年	月	日			年齢	性別	住所	処方薬	基礎疾患を把握していない患者に対する処方の日数	診療に用いた情報通信機器と初診/再診の状況について	保険適用について

写

日医発第 2310 号(地域)
令和 5 年 3 月 14 日

都道府県医師会
担当理事　殿

公益社団法人日本医師会常任理事
長島公之
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）

今般、厚生労働省医政局医事課より、各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対して周知方依頼がありました。

電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについては、令和 2 年 4 月 10 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて並びに新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼)」((地 43)（健Ⅱ34）令和 2 年 4 月 14 日に本会より発出。以下「令和 2 年事務連絡」と呼ぶ）により定められており、医療機関から都道府県へ毎月初診からの電話やオンライン診療の報告を行うこと、また都道府県は原則として 3 ヶ月ごとに検証を行うこととされています。

本事務連絡は、これまでの検証結果を踏まえ、今後の令和 2 年事務連絡における、初診からの「電話」や「情報通信機器」を用いた診療に係る要件の遵守の徹底と、実施状況の報告について簡略化するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について

令和 2 年事務連絡で禁止されている処方について改めて遵守を徹底すること。（麻薬及び向精神薬の処方、診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合における、「7 日を超える処方日数の処方」「診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方」）

また厚生労働省は、当該規定を守らない医療機関の情報を都道府県に提供し、都道府県は医療機関での診療の実態を調査し、勧告等必要な指導を行うこと。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

令和 2 年事務連絡に定められた医療機関から都道府県に毎月行う報告を簡略化したこと。

事　務　連　絡
令和５年３月８日

公益社団法人　日本医師会　御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）

標記について、別添のとおり各都道府県担当者衛生主管部（局）宛事務連絡を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴課団体会員等に対して周知していただくようお願いいたします。

事　務　連　絡
令和５年３月８日

各　都道府県 / 保健所設置市 / 特別区　衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和２年４月 10 日付け厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「令和２年４月 10 日付け事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」（令和２年８月 26 日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡。以下「令和２年８月 26 日付け事務連絡」という。）において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてお示しするとともに、同取扱いについて、原則として３か月ごとに検証を行うこととしていたところです。

これまでの時限的・特例的な取扱いに関する検証結果を踏まえ、今後の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告については下記のとおりですので、貴管下の医療機関に周知していただくようお願いいたします。

記

１．初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について

令和２年４月 10 日付け事務連絡１．（１）に記載している以下の要件を遵守しない

処方が見られたことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は当該要件の遵守を徹底すること。

① 麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと

② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は７日間を上限とすること

③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「１」の対象となる薬剤の処方をしてはならないこと

また、当該要件を遵守しない処方が行われた医療機関については、厚生労働省から都道府県へ情報提供を行うこととするので、情報提供を受けた都道府県は、当該医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療の実態を調査の上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うこと。また、かかる調査や指導等の結果については、厚生労働省に随時情報提供すること。

２．初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

令和２年４月 10 日付け事務連絡及び令和２年８月 26 日付け事務連絡において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告を行うこととしているところ、これまでの時限的・特例的な取扱いに関する検証結果を踏まえ、引き続き検証が必要と考えられる報告項目に限定する等、別添１のとおり報告の様式を変更することとしたので、４月以降の実施状況については、変更後の様式により、所在地の都道府県に報告を行うこと。なお、報告すべき実施状況については、令和２年４月 10 日付け事務連絡１．（５）を参照すること。各都道府県においては、様式の変更について医療機関に対して周知するとともに、引き続き、管下の医療機関における毎月の実施状況をとりまとめ、Excel ファイルにより厚生労働省に報告を行うこと。

医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

令和5年3月8日事務連絡　別添1

※ 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施又は２度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関（初診も電話や情報通信機器を用いた診療の場合）は所在地の都道府県に毎月報告を行うこと。
※「初診」とは初めて診察を行うことをいいますが、継続的に診療をしている場合においても、新たな症状等に対する診療を行う場合や、疾患が治癒した後又は治療が長期間中断した後に再度同一疾患について診察する場合も、「初診」に含みます。
※ Excelファイルでの提出にご協力ください。
※ Excelファイルは厚生労働省のホームページからダウンロードが可能です（ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療 ＞ 医療 ＞ オンライン診療に関するホームページ ＞ II　オンライン診療における関連通知）。

	基本情報			
	施設名	郵便番号	住所（都道府県から記載）	電話番号
例	〇〇医院	000-0000	東京都千代田区・・・	080-0000-0000

No	日付（プルダウンから選択してください）			対応した医師名	診療録等（過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク、又は健康診断の結果等）による基礎疾患等患者情報の確認について（プルダウンから選択してください）	患者情報（プルダウンから選択してください）			診療の内容（プルダウンから選択してください）		
	年	月	日			年齢	性別	住所	処方について	診療に用いた情報通信機器と初診/再診の状況について	保険適応について